

3 法人課税

(1) デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の創設(大綱 P. 57)

産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の事業適応計画(仮称)について同法の認定を受けたものが、同法の改正法の施行の日から令和5年3月31日までの間に、その事業適応計画に従って実施される産業競争力強化法の事業適応(仮称)の用に供するためにソフトウェアの新設若しくは増設をし、又はその事業適応を実施するために必要なソフトウェアの利用に係る費用(繰延資産となるものに限る。)の支出をした場合には、次の措置を講じることとされます。

①取得等をして国内にある事業の用に供した事業適応設備^(注1)の取得価額の30%の特別償却とその取得価額の3%(グループ^(注2)外の事業者とデータ連携をする場合には、5%)の税額控除との選択適用ができることとされます。

②上記の繰延資産の額の30%の特別償却とその繰延資産の額の3%(グループ外の事業者とデータ連携をする場合には、5%)の税額控除との選択適用ができることとされます。

ただし、税額控除における控除税額は、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の税額控除制度による控除税額との合計で当期の法人税額の20%が上限とされます。

(注1)事業適応設備とは、事業適応計画に従って実施される事業適応(生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣の確認を受けたものに限ります。)の用に供するために新設又は増設をするソフトウェア並びにそのソフトウェア又はその事業適応を実施するために必要なソフトウェアとともに事業適応の用に供する機械装置及び器具備品をいい、開発研究用資産を除きます。

(注2)グループとは、会社法上の親子会社関係にある会社によって構成されるグループをいいます。

(注3)対象資産の取得価額及び対象繰延資産の額の合計額のうち本制度の対象となる金額は300億円が限度とされます。

**適用期日等：産業競争力強化法の改正法の施行の日から令和5年3月31日までの間に
事業適応設備の取得等をして、国内にある事業の用に供した場合について適用**

認定要件	デジタル (D) 要件	① <u>データ連携・共有</u> (他の法人等が有するデータ又は事業者がセンサー等を利用して新たに取得するデータと内部データとを合わせて連携すること) ② <u>クラウド技術の活用</u> ③ 情報処理推進機構が審査する「<u>DX認定</u>」の取得 (レガシー回避・サイバーセキュリティ等の確保)
	企業変革 (X) 要件	① <u>全社の意思決定</u>に基づくものであること (取締役会等の決議文書添付等) ② <u>一定以上の生産性向上</u>などが見込まれること等

税制措置の内容	対象設備	税額 控除	OR	特別 償却
	・ ソフトウェア ・ 繰延資産*1 ・ 器具備品*2 ・ 機械装置*2	3% 5%*3		30%
	*1 クラウドシステムへの移行に係る初期費用をいう *2 ソフトウェア・繰延資産と連携して使用するものに限る *3 グループ外の他法人ともデータ連携・共有する場合			
	※ <u>投資額下限：売上高比0.1%以上</u>			
	※ <u>投資額上限：300億円</u> (300億円を上回る投資は300億円まで)			
	※ 税額控除上限：「カーボンニュートラル投資促進税制」と合わせて当期法人税額の20%まで			

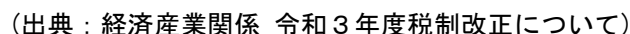
(出典：経済産業関係 令和3年度税制改正について)

①試験研究費の総額に係る税額控除制度について、次の見直しが行われます。

(イ)増減試験研究費割合が9.4%超	$10.145\% + (\text{増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35$
(ロ)増減試験研究費割合が9.4%以下	$10.145\% - (9.4\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175$

(注1) 基準年度比売上金額減少割合とは、当期の売上金額が令和2年2月1日前に最後に終了した事業年度の売上金額に満たない場合のその満たない部分の金額のその最後に終了した事業年度の売上金額に対する割合をいいます。

ハ 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における税額控除率の特例及び控除税額の上限のト乗せ特例の適用期限が2年(令和5年3月31日まで)延長されます。



②中小企業技術基盤強化税制について、次の見直しが行われます。

イ 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度のうち基準年度比売上金額減少割合が2%以上であり、かつ、試験研究費の額が基準年度試験研究費の額を超える事業年度の控除税額の上限に当期の法人税額の5%を上乗せすることとされます。

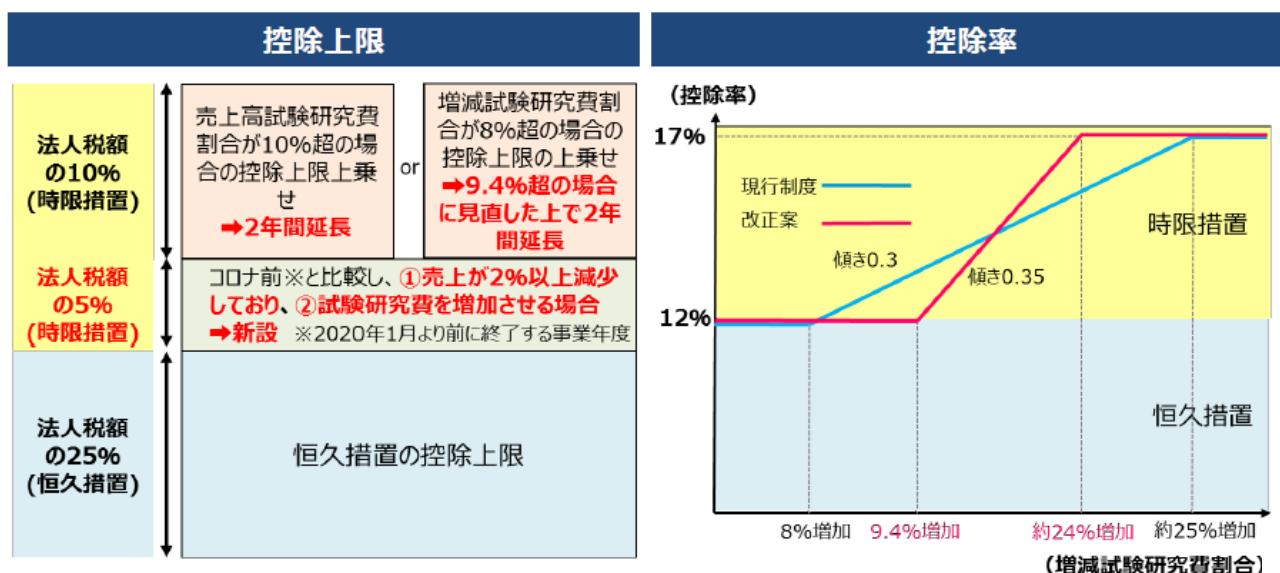
ロ 増減試験研究費割合が8%を超える場合の特例を増減試験研究費割合が9.4%を超える場合に次のとおりとする特例に見直した上、その適用期限が2年(令和5年3月31日まで)延長されます。

(イ)税額控除率(12%)に、増減試験研究費割合から9.4%を控除した割合に0.35を乗じて計算した割合が加算されます。

(ロ)控除税額の上限に当期の法人税額の10%を上乗せすることとされます。

ハ 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における税額控除率の特例及び試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合(上記ロの適用がある場合を除きます。)における控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限が2年(令和5年3月31日まで)延長されます。

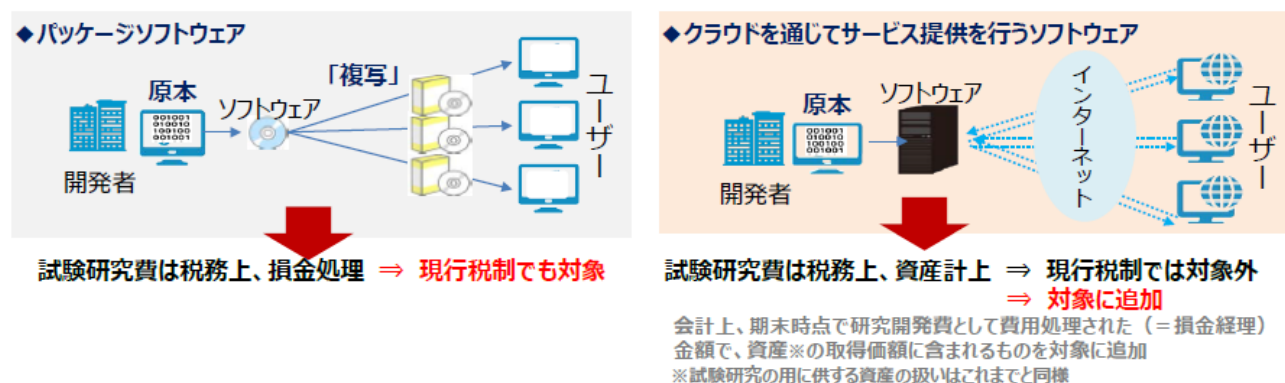
(注)税額控除率は、17%が上限とされます(現行と同じです。)



(出典：経済産業関係 令和3年度税制改正について)

③特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、対象の追加など所要の措置が行われます。

④研究開発税制の対象となる試験研究費について、クラウドを通じてサービス提供を行うソフトウェアに関する研究開発を支援対象に追加するなど、所要の見直しが行われます(大綱 P.66)。



(出典：経済産業関係 令和3年度税制改正について)

(3) 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の税額控除制度の見直し(大綱 P. 60)

青色申告書を提出する法人が、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内新規雇用者に対して給与等を支給する場合において、新規雇用者給与等支給額^(注1)の新規雇用者比較給与等支給額^(注2)に対する増加割合が2%以上であるときは、控除対象新規雇用者給与等支給額^(注3)の15%の税額控除ができる制度とされます。この場合において、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額^(注4)に対する増加割合が20%以上であるときは、控除対象新規雇用者給与等支給額の20%の税額控除ができることとされます。ただし、控除税額は、当期の法人税額の20%が上限とされます。

※1 設立事業年度は対象外とされます。

※2 給与等の支給額から控除する「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」について、その範囲を明確化するとともに、新規雇用者給与等支給額及び新規雇用者比較給与等支給額からは雇用調整助成金及びこれに類するものの額を控除しないこととされます。

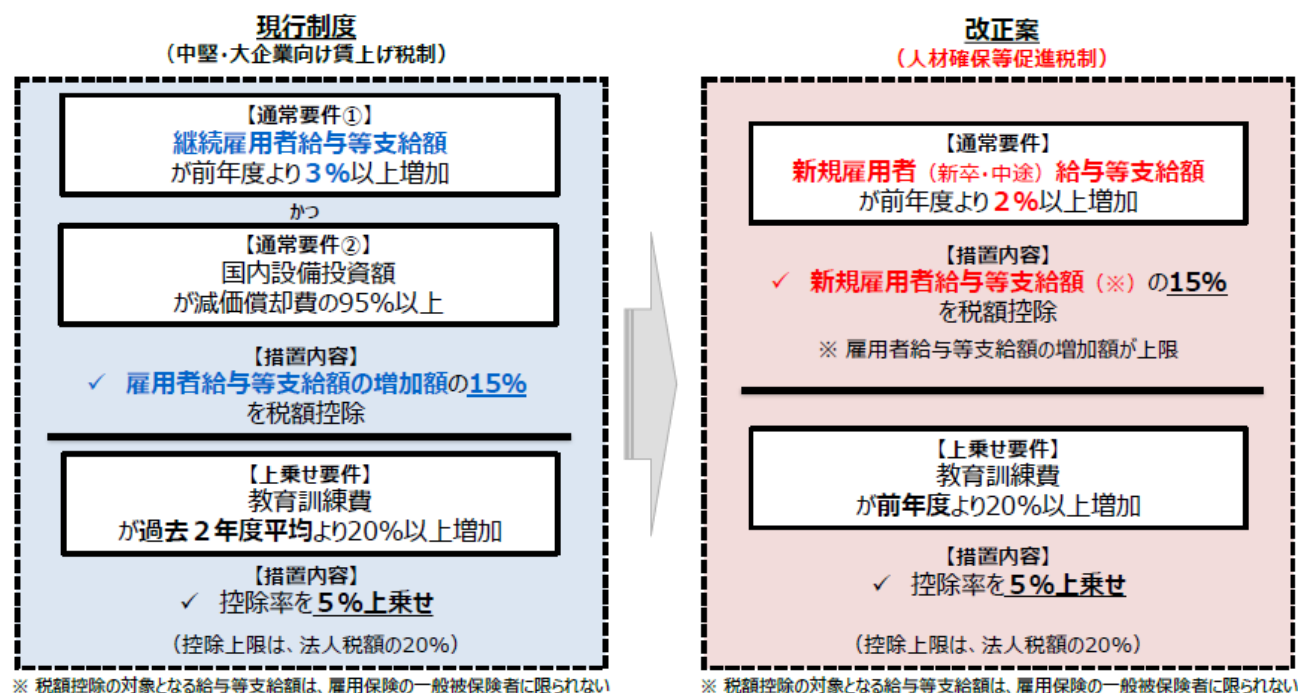
(注1) 新規雇用者給与等支給額とは、国内の事業所において新たに雇用した雇用保険法の一般被保険者(支配関係がある法人から異動した者及び海外から異動した者を除きます。)に対してその雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額をいいます。

(注2) 新規雇用者比較給与等支給額とは、前期の新規雇用者給与等支給額をいいます。

(注3) 控除対象新規雇用者給与等支給額とは、国内の事業所において新たに雇用した者(支配関係がある法人から異動した者及び海外から異動した者を除きます。)に対してその雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額をいいます。ただし、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額を上限とするとともに、地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度の適用がある場合には、所要の調整が行われます。

(注4) 比較教育訓練費の額は、前期の教育訓練費の額とされます。

適用期日等：令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度について適用



(出典：経済産業関係 令和3年度税制改正について)

(4) 繰越欠損金の控除上限の特例の創設(大綱 P.61)

産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の改正法の施行の日から同日以後1年を経過する日までの間に産業競争力強化法の事業適応計画(仮称)の認定を受けたもののうちその事業適応計画に従って同法の事業適応(仮称)を実施するものの適用事業年度^(注1)において特例対象欠損金額^(注2)がある場合には、その特例対象欠損金額については、欠損金の繰越控除前の所得の金額(その所得の金額の50%を超える部分については、累積投資残額^(注3)に達するまでの金額に限る。)の範囲内で損金算入できることとされます。

※事業適応は、経済社会情勢の著しい変化に対応して行うものとして一定の基準に該当するものに限り
ます。

(注1)適用事業年度とは、次のいずれにも該当する事業年度をいいます。

- | |
|---|
| ①基準事業年度(特例対象欠損金額が生じた事業年度のうちその開始の日が最も早い事業年度後の事業年度で所得の金額が生じた最初の事業年度をいう。)開始の日以後5年以内に開始した事業年度であること。 |
| ②事業適応計画の実施時期を含む事業年度であること。 |
| ③令和8年4月1日以前に開始する事業年度であること。 |

(注2)特例対象欠損金額とは、令和2年4月1日から令和3年4月1日までの期間内の日を含む事業年度(一定の場合には、令和2年2月1日から同年3月31日までの間に終了する事業年度及びその翌事業年度)において生じた青色欠損金額をいいます。

(注3)累積投資残額とは、事業適応計画に従って行った投資の額から既に本特例により欠損金の繰越控除前の所得の金額の50%を超えて損金算入した欠損金額に相当する金額を控除した金額をいいます。

●計画認定について

- 企業は、ポストコロナに向けた取組(事業の再構築等)や、取組を進める上で必要となる投資(単純な維持・更新投資は対象外)を記載した事業計画を策定。また、計画にはROAを5%ポイント以上引き上げる等の目標も記載。
- 事業所管大臣が計画を認定。認定された計画は公表。

●特例の対象となる欠損金

- 原則として、2020年度・2021年度に生じた欠損金が対象。(2019年度の欠損金もコロナ禍の影響を受けたと認められる場合には対象。いずれにせよ、最大2事業年度。)

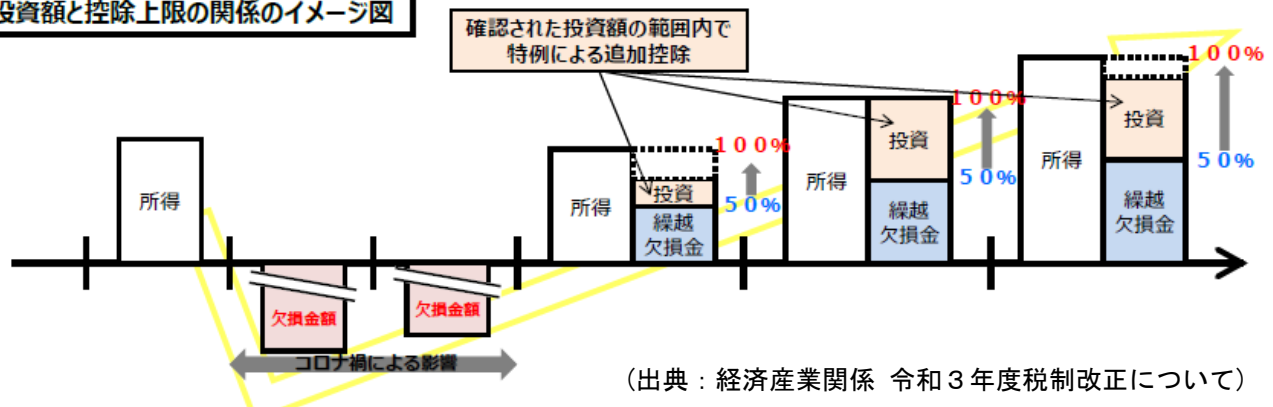
●控除上限を引き上げる期間

- 繰越期間は最長5年間

●特例による控除上限の引き上げ額

- 認定された事業計画に基づいて実施した投資について、事業所管大臣が確認。企業は確認された投資額の範囲内で、特例を受けることが可能(最大100%)。

投資額と控除上限のイメージ図



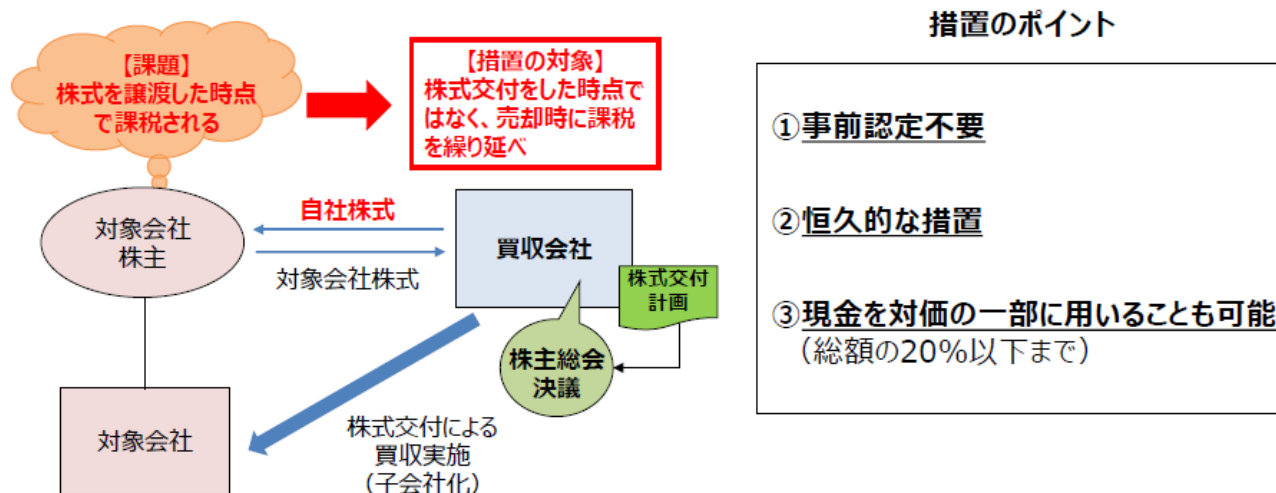
(5) 株式対価M&Aを促進するための措置の創設(大綱 P. 63)

法人が、会社法の株式交付により、その有する株式を譲渡し、株式交付親会社の株式等の交付を受けた場合には、その譲渡した株式の譲渡損益の計上を繰り延べるものとされます。

(注1) 対価として交付を受けた資産の価額のうち株式交付親会社の株式の価額が80%以上である場合に限ることとし、株式交付親会社の株式以外の資産の交付を受けた場合には株式交付親会社の株式に対応する部分の譲渡損益の計上が繰り延べられます。

(注2) 株式交付親会社の確定申告書の添付書類に株式交付計画書及び株式交付に係る明細書を加える(株式交換及び株式移転についても同様とされます。)とともに、その明細書に株式交付により交付した資産の数又は価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類を添付することとされます。

(注3) 外国法人の本措置の適用については、その外国法人の恒久的施設において管理する株式に対応して株式交付親会社の株式の交付を受けた部分に限りします。



(出典：経済産業関係 令和3年度税制改正について)

(6) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設(大綱 P. 67)

産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の中長期環境適応計画(仮称)について同法の認定を受けたものが、同法の改正法の施行の日から令和6年3月31日までの間に、その中長期環境適応計画に記載された産業競争力強化法の中長期環境適応生産性向上設備^(注1)(仮称)又は中長期環境適応需要開拓製品生産設備^(注2)(仮称)の取得等をして、国内にある事業の用に供した場合には、その取得価額の50%の特別償却とその取得価額の5%(温室効果ガスの削減に著しく資するものにあつては、10%)の税額控除との選択適用ができることとされます。ただし、税額控除における控除税額は、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の税額控除制度による控除税額との合計で当期の法人税額の20%が上限とされます。

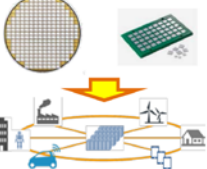
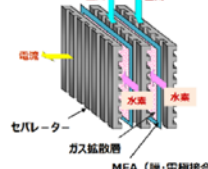
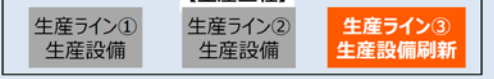
※対象資産の取得価額の合計額のうち本制度の対象となる金額は500億円が限度とされます。

(注1) 中長期環境適応生産性向上設備とは、産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち、生産工程の効率化による温室効果ガスの削減その他の中長期環境適応(仮称)に用いられるものをいいます。

(注2) 中長期環境適応需要開拓製品生産設備とは、中長期環境適応に用いられる製品であつて、温室効果ガスの削減に資する事業活動に特に寄与する製品その他の我が国事業者による新たな需要の開拓に寄与することが見込まれる製品として主務大臣が定める製品の生産に専ら使用される設備をいいます。

適用期日等：産業競争力強化法の改正法の施行の日から令和6年3月31日までの間に

中長期環境適応生産性向上設備又は中長期環境適応需要開拓製品生産設備の取得等をして、国内にある事業の用に供した場合について適用

	①大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備導入	②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入
対象	○温室効果ガス削減効果が大きく、新たな需要の拡大に寄与することが見込まれる製品の生産に専ら使用される設備 ※対象設備は、機械装置。 <措置内容> 税額控除10%又は特別償却50% <製品イメージ> 【化合物パワー半導体】  【燃料電池】 	○事業所等の炭素生産性（付加価値額／エネルギー起源CO2排出量）を相当程度向上させる計画に必要な設備（※） ※対象設備は、機械装置、器具備品、建物附属設備、構築物。導入により事業所の炭素生産性が1%以上向上。 <炭素生産性の相当程度の向上と措置内容> 3年以内に10%以上向上：税額控除10%又は特別償却50% 3年以内に7%以上向上：税額控除5%又は特別償却50% <計画イメージ> 【外部電力からの調達】  【エネルギー管理設備】  【生産工程】 

(出典：経済産業関係 令和3年度税制改正について)

(7) 中小企業税制の延長・廃止等(大綱 P. 68)

①中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限が2年延長されます。

対象	本則税率		租特税率
大法人(資本金1億円超の法人)	所得区分なし	23.2%	—
中小法人(資本金1億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.2%	—
	年800万円以下の所得金額	19%	15%

適用期日等：令和5年3月31日まで延長

②中小企業投資促進税制について、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象業種と統合した上、その適用期限が2年延長されます。

適用期日等：令和5年3月31日まで延長

※赤字は今回の追加業種等

対象者	・中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、 商店街振興組合 等） ・従業員数1,000人以下の個人事業主		
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（ 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ その他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶賃貸業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、 不動産業、物品賃貸業 ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く		
対象設備	・機械及び装置【1台160万円以上】		
	・測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】		
	・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用osのうち一定のものなどは除く		
	・貨物自動車（車両総重量3.5トン以上） ・内航船舶（取得価格の75%が対象）		
措置内容	個人事業主		
	資本金3,000万円以下の中小企業 資本金3,000万円超の中小企業	30%特別償却	又は 7%税額控除

※対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外

(出典：経済産業関係 令和3年度税制改正について)

- ③特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、適用期限の到来をもって廃止されます。

適用期日等：令和3年3月31日をもって廃止

- ④中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(中小企業経営強化税制)について、関係法令の改正を前提に特定経営力向上設備等の対象に計画終了年度に修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する経営力向上計画(経営資源集約化措置(仮称)が記載されたものに限る。)を実施するために必要不可欠な設備を加えた上、その適用期限が2年延長されます。

適用期日等：令和5年3月31日まで延長

類型	生産性向上設備 (A 類型)	収益力強化設備 (B 類型)	デジタル化設備 (C 類型)
要件	生産性が旧モデル比平均 1%以上向上する設備	投資収益率が年平均 5%以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備
確認者	工業会等	経済産業局	経済産業局
対象設備	- 機械装置 (160万円以上/10年以内) - 測定工具及び検査工具 (30万円以上/5年以内) - 器具備品 (30万円以上/6年以内) - 建物附属設備 (60万円以上/14年以内) - ソフトウェア (情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの) (70万円以上/5年以内)	- 機械装置 (160万円以上) - 工具 (30万円以上) - 器具備品 (30万円以上) - 建物附属設備 (60万円以上) - ソフトウェア (70万円以上)	- 機械装置 (160万円以上) - 工具 (30万円以上) - 器具備品 (30万円以上) - 建物附属設備 (60万円以上) - ソフトウェア (70万円以上)
その他要件	生産等設備を構成するものであること (事務用器具備品・本店・寄宿舎等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。) ／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと等		

経営資源集約化設備 (D 類型)

要件：修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備

⇒新たな類型として追加

(出典：経済産業関係 令和3年度税制改正について)

- ⑤地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(地域未来投資促進税制)について、所要の措置を講じた上、その適用期限が2年延長されます。

適用期日等：令和5年3月31日まで延長

地域経済牽引事業計画（都道府県の承認）

都道府県・市町村が作成する基本計画への適合

<地域経済牽引事業の要件>

①地域特性の活用

②高い付加価値の創出

③地域の事業者に対する経済的効果

課税の特例措置（国の確認）

<課税特例の要件>

①先進性を有すること

（※特定非常災害により被災した区域を除く）

②総投資額が2,000万円以上であること

③前事業年度の減価償却費の10%を超える投資額であること

④対象事業の売上高伸び率(%)が、ゼロを上回り、かつ過去5事業年度の対象事業の市場の伸び率(%) + 5%以上

<上乗せ要件>（平成31年4月以降に承認を受けた事業が対象）

⑤直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上

⑥投資収益率かつ労働生産性の伸びが一定水準以上

課税の特例の内容・対象

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

※対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は80億円を限度

※特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができる。

※税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となる。

<通常類型>

①投資収益率又は労働生産性の伸びが一定水準以上

<サプライチェーン類型>

①(1)海外に生産拠点が集中している一定の製品を製造

①(2)域内（※）の取引額の増加率が一定水準以上

（※）地域経済牽引事業を実施する都道府県内

(出典：経済産業関係 令和3年度税制改正について)

(8) 所得拡大促進税制の見直し(大綱 P.71)

中小企業における所得拡大促進税制について、次の見直しを行った上、その適用期限が2年延長されます。

①適用要件のうち、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が1.5%以上であることとの要件が、雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が1.5%以上であることとの要件に見直されます。

②税額控除率が25%となる要件のうち、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が2.5%以上であることとの要件が、雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が2.5%以上であることとの要件に見直されます。

(注) 給与等の支給額から控除する「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」について、その範囲を明確化するとともに、次の見直しが行われます。

ア	上記①及び②の要件を判定する場合には、雇用調整助成金及びこれに類するものの額を控除しないこととする。
イ	税額控除率を乗ずる基礎となる雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額は、雇用調整助成金及びこれに類するものの額を控除して計算した金額を上限とする。

適用期日等：令和5年3月31日まで延長

《現行制度》
【通常要件①】 継続雇用者給与等支給額が前年度比で1.5%以上
かつ
【通常要件②】 給与等支給総額（企業全体の給与）が前年度以上
【措置内容】 ✓ 給与等支給総額の増加額の15%を税額控除

【上乗せ要件】 継続雇用者給与等支給額が 前年度比で2.5%以上であり、次のいずれかを満たすこと Ⅰ．教育訓練費が対前年度比10%以上増加 Ⅱ．中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実になされていること
【措置内容】 ✓ 給与等支給総額の増加額の25%を税額控除 ※控除上限は、法人税額の20%

《改正案》
【通常要件】 給与等支給総額（企業全体の給与）が前年度比で1.5%以上
【措置内容】 ✓ 給与等支給総額の増加額の15%を税額控除

【上乗せ要件】 給与等支給総額（企業全体の給与）が 前年度比2.5%以上であり、次のいずれかを満たすこと Ⅰ．教育訓練費が対前年度比10%以上増加 Ⅱ．中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実になされていること
【措置内容】 ✓ 給与等支給総額の増加額の25%を税額控除 ※控除上限は、法人税額の20%

(出典：経済産業関係 令和3年度税制改正について)

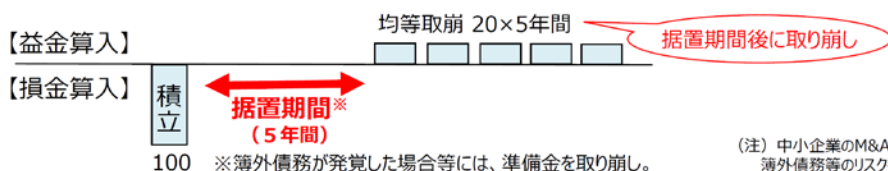
(9) 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設(大綱 P. 72)

中小企業等経営強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する中小企業者^(注)(適用除外事業者^(注)に該当するものを除く。)のうち同法の改正法の施行の日から令和6年3月31日までの間に中小企業等経営強化法の経営力向上計画(経営資源集約化措置(仮称)が記載されたものに限り、)の認定を受けたものが、その認定に係る経営力向上計画に従って他の法人の株式等の取得(購入による取得に限り、)をし、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合(その株式等の取得価額が10億円を超える場合を除きます。)において、その株式等の価格の低落による損失に備えるため、その株式等の取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金算入できることとされます。

この準備金は、その株式等の全部又は一部を有しなくなった場合、その株式等の帳簿価額を減額した場合等において取り崩すほか、その積み立てた事業年度終了の日の翌日から5年を経過した日を含む事業年度から5年間でその経過した準備金残高の均等額を取り崩して、益金算入することとされます。

(注) 中小企業者とは、中小企業等経営強化法の中小企業者等であって租税特別措置法の中小企業者に該当するものをいいます。

M&A実施後に発生し得るリスク(簿外債務等)に備えるため、据置期間付(5年間)の準備金を措置。
M&A実施時に、**投資額の70%以下の金額を損金算入**。



(注) 中小企業のM&Aには、大別して「株式譲渡」と「事業譲渡」のケースがあるが、簿外債務等のリスクをヘッジできない「株式譲渡」について、準備金制度を措置。

(出典：経済産業関係 令和3年度税制改正について)

(10) その他の租税特別措置等(大綱 P. 73)

①高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、所要の経過措置を講じた上、令和3年3月31日をもって廃止されます。

②大企業につき研究開発税制その他生産性の向上に関連する税額控除の規定を適用できないこととする措置について、本措置の対象に、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の税額控除及びデジタルトランスフォーメーション投資促進税制の税額控除を加えるなどの見直しを行った上、その適用期限が3年(令和6年3月31日まで)延長されます。

適用期日等：令和6年3月31日まで延長

③特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例については、適用期限(令和3年3月31日)の到来をもって廃止されます。

適用期日等：令和3年3月31日をもって廃止